

## 平成 29 年 第 1 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 29 年第 1 回東彼杵町議会臨時会は、平成 29 年 1 月 17 日本町役場議場に招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	健康ほけん課次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	財 政 管 財 課 長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	ま ち づ くり 課 長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	欠 席	税 務 課 長	松山 昭 君

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 4 議案第 2 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

### 6 閉 会

## 開 会（午前 9 時 30 分）

### ○議長（後城一雄君）

おはようございます。会計課長が所用のため、本日の会議を欠席したいと申し出がありましたので許可をいたしております。

次に、財政管財課長並びに水道課長から議案の訂正があるとのことで、発言を許可いたします。財政管財課長。

### ○財政管財課長（三根貞彦君）

議案の訂正をお願いいたします。議案第 1 号、3 ページになりますけれども、債務負担行為補正の事項の欄、一番左側の下から 3 行目、債権者等がと記載をいたしておりますけれども債務者等ということですね。債権者等を債務者等に変更をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

### ○議長（後城一雄君）

次に水道課長。

### ○水道課長（山口大二郎君）

議案第 2 号でございます。同じく 3 ページ、債務負担行為の補正の事項でございますけれども、同じく左、事項の方の下から 2 行目でございます。債権者と記載をしておりますけれども、債務者、一字訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

### ○議長（後城一雄君）

それでは、ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番議員、岡田伊一郎君、4 番議員、前田修一君を指名します。

## 日程第 2 会期の決定について

### ○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定いたしました。

### 日程第3 議案第1号 平成28年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）

#### ○議長（後城一雄君）

日程第3、議案第1号平成28年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

おはようございます。新年早々招集お願いいたしまして、大変ありがとうございます。

それでは、議案第1号の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ76万1000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億7632万7000円とするものでございます。なお、債務負担行為の補正、詳細の補正等も上がっております。

提案の主な理由でございますけれども、12月の議会でも若干説明いたしましたけれども、町道の改良工事、大野原高原線と中尾本線、これは同じような事業でございます。ここで大野原高原線の方の予定が2000万円ぐらい予算をとってございましたけれども、どなたか質問がたぶんあったと思いますけれども、取り付け道路の所で国道34号線とタッチをするわけでございます。ここで樋口橋という国道がありますけれども、ここを拡幅をしてやるような話もあってたわけですけど、そうなりますと設計費あたりが2000万円近くいるだろうということで計画をいたしておりました。ところが、国土交通省との協議の中で、そういう橋まで架けなくていいと。今の川内に入ってくる道路がありますけれども、そこに用地幅がございますので用地内で何とかやろうということで協議ができましたので、2000万円というのが700万円近く、800万円近くで済むようになりました。そうなりますと、今から年度内消化をするためにはどうしても急いでしなくてはなりませんので、買収とか進んでおります中尾本線の方に集中してやった方がいいだろうということで、今回中尾本線の方に流用をするというのが今回の主な理由でございます。それに付随しまして書いておりますとおり、民生費におきましての児童手当交付金の前年度精算金51万1000円の追加でございますけれども、これは本来9月の補正予算のとき、第2号ですけども、返還する額が192万円ありまして、そして追加交付が、戻ってくるお金が51万円ありまして、差が相殺で140万9000円ということで、差額が相殺すればなるわけですけども、それを単純に歳出で上げておりましてですね、これは間違いでございます、歳入と歳出は別々に上げるわけでございますので、間違っておりました。前回は140万をお願いしておりましたので、今回51万円の追加をして返還分は190万と。歳入は歳入で51万1000円ですか、それに正すものでございます。

次に大野原高原線と中尾本線につきましては、先ほど申しましたとおりでございます。

次に公共下水道事業特別会計繰出金。これは後ほど、特別会計の方でもう少し詳しく説明いたします。25万円を追加計上いたしております。財源等につきましては、普通交付税の25万円、諸収入の51万1000円を計上いたしております。これは債務負担行為を上げておりますので若干説明したいんですけども、これは合併浄化槽、あるいは公共下水道もあるわけですけども、今回一般会計では合併浄化槽の損失補償の予算を計上いたしております。それから特別会計では、公共下水道の損失補償契約を上げております。これは町民の方が下水道がきまして、そして水洗便所の改良をされます。銀行からお金を借りられるわけでございますけれども、利子補給につきましては毎年予算で計上して債務負担で上げておりますけれども、元本あたりが返還がなかった場合、これが滞っ

た場合には町が銀行さんに損失補償をするという規則が 15 年の 9 月 1 日ぐらいにあるわけです。お手元に配っていると思いますけども、そういう制度になっております。ただし、これは損失補償は毎年予算で計上しなければならないということで、毎年たぶん上げてないと思います。したがって、今回改めて一般会計では公共下水道の方、それから特別会計では公共下水道に基づくものをそれぞれ計上いたしております。ちょっと難しいことでございますけれども、後で質問等があればお答えしたいと思っております。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

ただいま、町長より関連があるので同時に進めていただきたいということで第 2 号も一緒に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第 2 号の説明をお願いします。

○町長（渡邊悟君）

それでは、議案第 2 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。これにつきましては、歳入歳出それぞれ 25 万円を追加しまして、3 億 3588 万 1000 円とするものでございます。これにつきましても主な理由は、業務費の融資あっ旋補償金 25 万円を計上いたしております。財源につきましては、一般会計の 25 万円を計画をいたしております。これが一番あれなんですけれども、公共下水道事業でのあっ旋事業を行っております。これが弁済期日の最終が 27 年の 2 月ぐらいになっているわけでございますけれども、その後、当人さんが死亡されました、その後銀行さん、金融機関は銀行ですけども、銀行の方で債権回収を何十回となくやっておられますけども、どうしても回収ができないということで町の方に損失補償の請求をですね、話があります。そうしますと、町の方から損害賠償の金を一旦払いまして、そして町の方が今度は債権譲渡で、町の方が債権をいただきまして、町の方から今度はそういう負債の償還のですね、対する処分といいますか、滞納徴収とか財産処分とかそこら辺をもって差し押さえとかということになるかと思うんですけども。そういうことの処理をしていかなければならないと思っております。詳細につきましては、ご質問等でお答えしたいと思います。慎重審議の上、併せてよろしくお願い致します。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 9 時 40 分）

再 開（午前 9 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして、議案第 1 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）について説明を加えます。

11 ページをお願いいたします。3 款 2 項 5 目、児童手当費。23 節、償還金利子及び割引料は、先ほど町長が説明いたしましたのと重複いたしますけれども、平成 27 年度児童手当国庫支出金の精算において、事業主拠出金財源分というのがございまして、その返還金が 192 万 667 円。また、今度逆に国庫財源分の追加交付金が 51 万 999 円となりましたので、昨年 9 月の定例会におきまして、この拠出金と交付金を相殺した金額を償還金として補正計上しておりましたけれども、県から通知がございまして相殺できないことが判明いたしましたので、今回、相殺する前ですね、51 万 1000 円の追加をお願いするものでございます。

12 ページ、8 款 2 項 4 目及び 5 目の補正は、社会資本整備総合交付金事業内で、先ほど町長が申し上げました内容によりまして予算の組替えを行っております。4 目、大野原高原線道路改良事業費、川内川に架かる国道橋梁の拡幅が必要ないことになりましたので、13 節の詳細設計委託料を 500 万円、17 節、用地費を 100 万円それぞれ減額し、減額した事業費を中尾本線事業に組み替えております。5 目、中尾本線改良事業、13 節、委託料は、県との河川協議におきまして町道と河川道路の取付け勾配が変更となり、用地測量が必要になったことから委託料 60 万円の追加を行っております。15 節、工事請負費は、事業の早期完了のため 500 万円の追加。それから 22 節、補償補填及び賠償金は、事業費の増によりまして電柱移転補償費が不足するため 40 万円の追加計上を行っております。

13 ページ、5 項 2 目、公共下水道費、28 節、繰出金は、公共下水道事業の水洗便所改造資金融資あつ旋補償金の財源とするため、25 万円の追加を行っております。

戻っていただいて 7 ページ、11 款、地方交付税は、今回財源とするため留保しておいた普通交付税 25 万円を追加を行っております。

8 ページ、15 款 2 項 5 目、土木費国庫補助金、2 節、道路橋梁改良事業費補助金は、説明欄に記載のある社会資本整備総合交付金事業内での予算の組替えを行っております。

9 ページ、21 款 4 項 4 目 1 節、過年度収入は、児童手当交付金前年度精算金の相殺前の精算交付金 51 万 1000 円の追加計上を行っております。

戻っていただいて 3 ページ、第 2 表、債務負担行為補正は、合併浄化槽の設置に伴う水洗便所改造資金融資あつ旋及び利子補給に係る契約を平成 26 年 2 月に町内 4 金融機関と締結しておりましたけれども、損失補償契約に係る債務負担行為を本年度当初予算に計上することを失念しておりましたので、今回補正をお願いするものです。なお、期間及び限度額については記載のとおりでございます。申し訳ございませんでした。

4 ページ、第 3 表、大野原高原線道路改良事業と中尾本線道路改良事業の予算の組替えを行いましたので、地方債についても組替えを行っております。なお、補正前と補正後の限度額、記載の方法、利率、償還方法は第 3 表に記載のとおりでございます。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページまでの第 1 表は、ただいま説明した積上げですので説明を省略させていただきます。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長課長。

○水道課長（山口大二郎君）

議案第2号をお願いします。7ページ、歳出からお願いいたします。一般管理費、22節でございます。説明が重複しますが、融資あつ旋の補償金の追加25万円でございます。

8ページをお願いいたします。2款1項1目、施設費につきましては、22節、水道管補償費の完了に伴います132万6000円の減額でございます。15節に工事請負費、舗装工事の追加を同額で行っております。

次に6ページをお願いいたします。4款1項1目、一般会計繰入金につきましては25万円を増額します。1億5797万9000円にするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。説明のありました債務負担行為の補正でございますが、水洗便所融資資金につきましては、あつ旋の利子補給に関する規則、15年9月に規則第10号に基づき、東彼杵町が指定する金融機関、4金融機関との協定を行っておりますが、町民が借り受けるにあたり、先ほど訂正しました債務者との債務不履行により取り扱い金融機関が損失を被った場合に町が損失補償をすることということでございます。期間につきましては、協定書の期間は5年間としておりますが、履行の日までとするということでございます。限度額につきましては、損失補償の額、取扱金融機関において債務不履行により回収不可能となった金額とするものでございます。現行の借受けの限度額につきましては、お手元にお配りしております80万円が限度額でございます。町は取扱金融機関により補償の請求があったときは、補償を決定し、補償金を支払うものとする。以上が限度額の記載でございます。以上、説明でございますが、1ページから2ページ及び4ページから5ページにつきましては積上げ説明でございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど、7ページの融資あつ旋の25万円につきまして、もう少し詳細にお答えしたいと思います。これにつきましては、貸付の年月日が23年9月13日でございます。そして68万円の当初の貸付をいたしております。利率が1.8%、そして遅延損害金が発生した場合は14%という率になっております。これは約定ですが、それで残った元本というのが19万円ございます。それまでは順調に支払いされていたんですけども、平成27年2月14日に債務者の方が死亡されて、それから滞っております。したがって、元本は19万円、それに発生します約定の利息というのは1124円。1.8%でございますので少のうございますけども、元本の遅延というのが損害金が大きゅうございまして5万4772円ございます。合わせまして24万5896円ということになっております。したがって、端数等切り上げて25万という損失補償額を今回お願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。議案番号をお示しなつて質問をお願いします。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

議案第1号、一般会計の12ページで大野原高原線、中尾本線に係るわけですが、詳細設計業務委託料の減ということで、谷口から国道まで通じる道の進捗状況はどれくらいなのか。また、

地元地権者に、再三この件についてはお尋ねをしておりますが、いつぐらいに説明会ができるのか、その見通しをお尋ねしたいです。それと、中尾本線の橋梁詳細設計業務委託料ということで、詳細にしなければならないということで、この前後の地権者の方との交渉がどのように進捗しているのか。途中で私もちょくちょくお尋ねはしているんですが、なかなかまだ合意に至っていないような、前まではそういった話も聞いておりましたので、どの程度の進捗状況なのか、その見通しをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

まず大野原高原線ですけれども、現在、先ほど町長からも説明がありましたように国土交通省と川内川の方の国道取付けの協議を進めております。用地関係につきましては、起点側の谷口側で地権者の方からの路線計画に対しての要望がっておりますので、そちらの方の対応をいたしております。今後の見通しとしましては、29年の水稻作付けまでには、再度、用地に幅杭等を設置しまして全体での計画説明ができればということで、29年度用地取得、30年度以降に建設工事という形で予定を立てております。ただし、川内川につきましては、墓地もありますので特殊補償の部類も関係してきますので、その分については別途、また調査が必要ではないかなというふうに考えております。それから中尾本線につきましては、彼杵川から広域農道までの間の買収がまだできておりませんが、地権者の方につきましては継続して事業の必要性や道路計画の妥当性について説明を行いまして理解をいただけるように努めております。今回、現道路計画の中にありますビニールハウスの移転に向けた補償調査につきましては、一定のご理解をいただきまして調査を実施する目途が立っております。今後も引き続き粘り強く用地のご提供につきまして、地権者の方と交渉をもっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今、建設課長の方から答弁いただきましたけども、私は谷口の町道の取付け口が水田の関係でなかなか二つに割れるというか、分筆されるのが困るというような地権者の方の兄弟の方から聞いたんですけども、そういったことで、町の方の考え方としては安全性を考慮しながらなるべくそういった安全に交差ができるような方向性ということで検討をされているようですが、なかなか、その合意点が見出されていないというような関係でございますが、極力そういったことも条件ですね、国道から谷口へ通じる道は結局T字交差点になるわけですので、一旦停車をしなければ出れないというふうな感じになってくるわけですね。そういったことで、真っ直ぐ突っ走っていく道路ではありませんのでその辺も考慮しながら、用地買収ができなければどうにもこうにもなりませんので、その辺を合致点を見出していただいでですね、なるべく事業が進捗するように努力をしていた

だきたいとそういうふうに思いますのでよろしくお願ひします。何かこの件について、前の設計と今後の設計のいくらか違った方向性等があればお答へいただきたいと思ひます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

道路計画につきましては、道路構造例と国の法律に基づいて路線の選定。それから、曲線の半径、そういったものが法律で定められておりますので自由にできるものではございません。二車線の7m道路を設置をいたしますので、そこを通る車両が安全に通行し、交差点も安全に通過できるように国の法律に基づいて設計をいたしております。先ほど説明しましたように事業の必要性、道路計画の妥当性を今後も地権者にご理解いただくように努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

1号と2号、関連しますのでどっちというわけではございません。この融資あつ旋補償金のごとでございますけども、これは銀行との約束といいますか、取り交した法に基づいてこういう結論に至ったのかなと思っておりますけども。銀行との契約ですから、銀行は大体損する契約はしないんですよ。ですから、取り損ないもまずないような契約になっていると思ひます。ですから、こういう結果になったんだらうと思ひますけれども、それは、この契約上いけばしょうがない。ちょっと今、先ほどもらった資料の中で、26年7月に改正された規則がありますね。あつ旋及び利子補給に関する規則、先ほど見ていますけども、最後の方を見ておりますと結局これでいきますと、正に銀行様が損をしない形の取引というか、契約をそのまま書いてあるような感じなんですよね。ですから、やっぱりこういうことは当然私は起こることは想定範囲内と思うんですけども、そういった場合、仮に債権を町側が銀行から貰ったとしますよね。そうしますと、銀行が取れないものを町が代わって取れる可能性は、私は可能性は限りなくゼロに近いのかなという気がするんですよ。それは努力次第で回収できることもあるかもしれませんが、現実的には無理なんだらうという気がします。ですから、ここで最後の規則ですか、その中でそういったときに陥った今の現状のときのことを書いてないんですよ。ですから、やっぱりこういったことは、当然この問題だからではなくて、いろいろパターンはあろうかと思ひますけども、こうなったときに行政側が担保するシステム。結局25万円を町の一般会計から繰り出さないで、例えば保険的なもの、担保するシステム、そういったものは現在ではないんでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）



ご指摘の行政側の、いわゆる債務者に対する担保ですね、システムがないかということでございますけれども、今のところ我々も知る限りではございません。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

現状ではないというお話なんですけれども、ちょっと私も良くそこら辺については今初めて見るあれですから分かりませんが、もう少し詳細に調べたら何かありそうな気もするんです。これは一応調べてみる必要もあろうかと思っておりますけれども、確定的にないとおっしゃれば、それはしょうがないですけれども。一応できればそういったことも調べて、これから先のことを考えれば、こういうのも必要じゃないかなと思っておりますので、一応調べていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

担保するシステム等については今からまた検討いたします。一応、基準につきましては地方自治法に基づきましてですね、これは、税金とかは公法上の債権ということで処理しますけれども、今回は私法上ですね、私の法律、いわゆる私法上の債権ということで整理をしまして、町の方で督促はできますけれども督促料は取れないとかありますので、これは裁判所に提訴するように町の方がなります。そういうのが自治法で決められております。それが限りなく金額が少ない場合、費用対効果なんですけれども、そこで逆に取らなくてもいいよとか、あるいは生活の実態が非常に厳しい場合は取らなくてもいいとかという、あるいは、こういう場合は議会にかけなさいとか、これはかけなくていいですよというのが詳細に自治法等の事例等でありますので、それに基づきまして今から進めていこうと思っております。いずれにしてみましても、債権上としても銀行から町の方へ債権譲渡をして貰わないと債権者としての権利がございませんので、その後、訴訟提起になるかと思ひます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

それは当然、債権は移らないと権利は発生しないわけなんですけれども、この場合でおいたら、仮に裁判所に提訴しても取れる可能性は限りなく低いんですよ。ですから、そういう場合の担保はないのかと聞いているだけなんです。まず、お調べいただければいいです。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

連帯保証人の役割というのはどうなってるんでしょう。その債務者だけではなく。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

連帯保証人も当然町長が認めるものということで決めておりますので、連帯保証人の方にも、いわゆる督促あたりを行います。もちろん、銀行においても保証人についてもやっておられますけども、なかなか債権回収まで至っておりません。町の方も、まずは債務者に督促をして、それができなければ次に保証人ということで順序だっていくようになるかと思えます。確かに、諦めてしまえば別ですけども、やっぱりできる限り、こういう機会をしないと他の町民の方もすべて払わなくていいのかということになります。非常に不公平になりますので、行政です。銀行は橋村議員が言われるように、費用対効果をたぶん言われると思います。訴訟してまで19万円とはどうかというような話をされるんでしょうけど、今私達が調べた限りでは、裁判所に提訴する場合でもそんなに金額がかかりませんので、最大できる方法を検討しながら進めていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

もし、こういう資金がこげ付いたときに、例えば税もそうなんですけど、競売とかそういうインターネットのそういうのも、かなり今厳しい状態なんですよ、うちの町は特にですね。財産が厳しいというか、抵当が全部たぶん入ってしまっているんで、こういう状況に陥れるのかなと思っているんですが。やはり連帯保証が、この意味っていうのが、もしもその人が駄目なときに連帯保証をつけるっていうことは、二重にブロックをしている関係ですよ、先に何とか努力をしてもらって、まずそっちの方から道筋をつけていただきたいと思うんですが、町長はどう考えられますかね。差押さえというのが現実的になかなか難しい状況じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、目的は、いわゆる町民の方がいっきにお金を払わなくていいように、便宜を図って低利で融資する目的。早く大村湾の浄化を図ろうということが大きな目的ですので、それにはまったく問題ないかと思えます。ただ、該当するかしないかというのはなかなか判断が難しゅうございます。そこまで滞納があるから、あることを想定をしながら抵当権の設定とか、どうかということまでは本来調べるべきなんでしょうけれども、なかなかそこまではやっておりません。内容を精査をいたしまして、余裕があれば私は差押さえでも何でも。今税務課がやっております搜索という方法をしておりますけども、1円でも金になるものを差押さえをして、そして競売にかけるという方法をやっております。それが公法上の債権でございます。なかなか今回の場合はできませんので、これはもう裁判所に委ねるしかありません。それが橋村議員が言われた民間の場合は、銀行でもそういうことができないような状況でございますので、大変厳しいかと思えますけれども、やらないとこれは示しがつきません。内容はですね、ご主人も亡くなって一時期は生活保護までされたようなご家庭でございます。どうするか、その辺をどこまで町の方がもっていくのか、非常に厳しいところがありますけれども、しっかりその辺は説明できるような方法で望んでいきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

## ○2 番（吉永秀俊君）

ちょっとこの債権者と町と金融機関と三つの場所があって、私もよく分からない。基本的にちょっと教えて下さい。町は、債権者の方を金融機関にあっ旋するということは紹介するという事ですよ。そして、町は金融機関とどういうふうになっているんですか。債権者の保証になっているんですか。金融機関から見ると町は。それで町もまた、今度は債権者の方に町も保証人を設定しないと、あっ旋しないということになっているわけですから、金融機関と債務者、町、この契約はどういうふうな関係になっているんですか。町が金融機関からすれば保証人になっているんですか、あっ旋ということは。そこら辺をちょっと詳しく。

## ○議長（後城一雄君）

町長。

## ○町長（渡邊悟君）

この規則もありますけれども、もちろん逆に銀行との協定があります。まず本人さんが、債務者が役場の方にお金を借りたいということで申請がありますので、それを審査をして、そして決定をして、それを債務者から銀行の方に、いわゆる融資の申請をされます。そして融資をされるわけですよけれども、いわゆる分割払いで支払いをされます。最大 60 回払いとかありますけれどもされます。それで、支払いは銀行に利子を補給すると。そして、元本と書いておりませんが、損失が発生した場合は、債務者と銀行において損失が発生した場合は、町が損失補償をするということです。だから、それは予算で債務負担行為で決めておかないといけないんですよ、本来ですね。これは義務負担ですので、議会が否決しようも何も義務費でございますので、債務負担で本来しておかないといけないんです。だから毎年、例えば中小企業の融資とかありますね、毎年上がっています。それも商工会の方で融資をされた、銀行がされてこげ付いた場合は、町の方が損失を全部補償するという事になっております。すべてこういう融資あっ旋の場合は、農林関係とか商工会とか、すべて同じようなスタイルになっております。たまたま今のところそういうことがないということで、農業集落とか漁業集落、それから合併浄化槽につきましては、今のところそういう延滞というのはまったくありませんので問題ないわけですよけれども、今回は下水道だけがそういうことで上がったもんですから、債務負担行為もまったくやっていないということがあります。そういうことで、三者の関係はそういう町と決定が行われれば町は関係なく、債務者と銀行との回収だけですね。払って貰うだけでございます。それで、もちろん定期的にどういう状況だという報告は銀行の方から町の方にきます。それで、どうしても行詰ったというときには、町はまだ債権者でございますので、単なる保証はしておりませんが、ただ規則とか協定によって損失補償はするという協定はしておりますので、それで、支払わなければならないということが今回の原因だと思っております。以上です。

## ○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

## ○2 番（吉永秀俊君）

そういうことでちょっと内容が詳しく分かったんですけども、今度そしたら債権が町の債権になると、町は連帯保証人をつけていただいているわけですよ。そしたら今度、町は債務者に対する連帯保証人に請求をするということになるわけでしょう。それはしないんですか、普通はします

よね。債務者の保証人に対して町もすると思うんですけど、それも裁判なんかされる予定はあるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、督促はもちろん債務者であっても保証人であっても同等です。いわゆる、まず債務者にやって弁済がなければ何日間経って保証人にするということになっております。もちろん、強制収用も自治法に基づきまして、提訴しながらどっちも同じです。だから債務者につきましても保証人につきましても同等の提訴に値するようになります。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

この融資の件で一つだけ確認ですけども、融資を受けたいということで町の方に申し込みがあるんですね。まず第1点に町に申し込みですね。どこの金融機関を使いなさいというのは町の方から言うんですか。それとも契約している金融機関がどこどこどこがあるというその1点。一番問題は申し込みされた人の審査、これ金融機関が確実にするんですね。それをもう1点。この3点だけ確認します。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

まず役場の方に借り受けをされる方が申し込みに来られたときに、金融機関の紹介を、契約協定書を交わしている四つの金融機関を紹介をしています。その中で債務者の方が金融機関を選定をされますけれども、直接の借り受けの協議といたしますか、そういう協議の中には連帯保証人と債務者の方と銀行の方で協議をもつていただきます。審査そのものは連帯保証人のどなたをというのは役場の方に申請をされるときに、審査の機関を提出をいただきますけれども、実際その方を介して協議に入って貰うということになります。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

そしたら、四つの機関というのをまず教えてください。それと、連帯保証人の審査には役場は係わってないんですか、あるんですか。今係わってないのか、あるのか、この二つの内の返答をください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

連帯保証人の審査については、規約の中に年齢であるとか町内在住であるとか、そういう規則の中に決まりがございます。町ですということなので回答をさせていただきます。金融機関の四つにつきましては、親和銀行と十八銀行、それと農協と漁業協同組合の四つでございます。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

連帯保証人は町がしているんですね、ということのご回答があったから。こういうことの事例が起きたならば、連帯保証人のことに関して町が審査をしているのならば町の方に最終的な責任はあるのだから、そうでしょう。そこだけ確認をしておきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、おっしゃるとおり町の方で審査するわけでございますので、当然町の方の審査に基づいてやっておりますので責任はあります。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

規則の中にもありますように、3条の2項の中に融資を受けた資金の償還については保証能力を有するものということで謳ってございます。そういった中で、今回この保証人の方の、これも先ほど同僚議員からも質問があったように連帯保証人ということで、この方は全然現在のところ、そういった審査に基づいたにも係わらず保証能力、全然1円も払う意思がないのかですね。その辺をまずお尋ねをしたいし、債務者が死亡されたということでございますが、この財産とか何とかの相続あたりはどうなっているのか。もし相続等が発生しておれば、その相続人が結局債務を引き継がないければならないようなことになっていると思っておりますが、そういったところはどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん債務者が亡くなりになって、その方の財産がどうなっているとかは調べてないと思います。これからは当然調べないといけませんけれども、そういう財産は調べておりません。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 17 分）

再 開（午前 10 時 19 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。町長。

○町長（渡邊悟君）

浪瀬議員からご質問がありました、1 円でもお支払になられないのかという話ですけれども、今担当と話をしていましたら、銀行は、例えば 1 万円ぐらいずつ払ってくれという話をしたそうでございます。しかし、大変厳しいから 3000 円くらいに少なくして払わしてくれと言ったら、それが何か同意できないような銀行さんが言っておられますので、それはやっぱりそういう誠意があられると思いますので、今後そういう裁判所あたりの話になるかも分かりませんが、極力 1 円でも取れるように、努力をしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今町長の答弁では、3000 円ずつぐらいでも償還をするというふうな、保証人が、そういった話であれば、結局この債権を町が譲り受けた場合には、そういった方向でいくらかでも返していただくように。それと、もし相続等まだ確認ができていないということでございますが、この辺もバッチリ確認をしながら、やはりこれも初歩的なものじゃないかと思えます。そういった相続ができれば結局その債権は引き継ぐこととなりますので、そういったことも確認をしながら、できていなければ先ほど言われたように保証人に、とにかくその償還金を少しずつでも返していただくようなことをお願いをしていかなければならない。なかなか厳しい世の中ではございますが、そういったところをきちんとやって、町民の負担を 1 円でも軽くするように、全体のそういったことを努めていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 21 分）

再 開（午前 10 時 23 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今から私が質問すること、ちょっと聞き間違えかも分かりません。元本がまず前提条件でちょっともう一回確認します。元本は 19 万円だったですね。それから、利子補給を 5 万円ちょっとやって 24 万円いくらになってトータル 25 万円を今回融資あつ旋補償金として出すと。それで、5 万円ちょっと、たぶん 5 年だったかなと記憶している。何年でこの利息になったのか、もう一度説明を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど説明いたしましたとおり元本に対しまして、通常の1.8%の利息、町が補助をしている分、これが1124円です。それと、元本がそのまま19万円残っておりますので、遅延損害金というのが平成27年の2月15日から今月末まで算定をいたしております。これが5万2000円ございます。そして、本来1万4000円ずっと分割ということになるわけですが、これに対する利息も付きますので、これも後2000円ぐらい付きますので、合わせまして合計で5万4772円ということになります。そうしますと締めて、債権額が24万5896円でございますので、丸めまして25万円という予算の計上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

私が言いたいのは、この利息をやはり、これも町の税金で補填することになるわけですね。この利息を少しでも抑える。それじゃ19万、こういう状況に生じたのはいつだったのか。今だったのか。もっと前からだったのか。そういう状況の把握、これはいつされたのか。これは銀行さんとやっぱり町当局との連携が必要になってくる。こういう連携も状況によっては規則に、もし入ってなければ、やっぱりこういう状況が入ったのを各金融団体は町当局に情報提供をする義務を持っておかないといけないんじゃないか。それをずっとやっていて、利息ばかりたくさん貰って、先ほどの質問によると、どうも金融機関はほとんど利息がない。滞ってしまったら全部町が元本保証、あるいは利息補填。今度、町がやらないといけなくなってくる。やっぱりこういう状況を生起するために、もう少しこういった取り決め、金融機関と町の取り決め、あるいは情報の交換、これを早く状況生じたら利息の補填も小さくて済むし、なるのではないのかなと私は考えておりますけども、この点、町長のお考えを伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりと思います。当然、滞った場合は町の方と銀行の方と密にすべきと思います。これは毎月きています。状況が。そして、これが1年半ぐらいありますけれども、20回ぐらいずっと交渉録がありまして、いろんなことで先ほども話しをしまして、とにかく銀行もやっぱり費用対効果を言われます。ですから、先ほど橋村議員からも言われたとおり、町がどうせ補填してくれるからという、そういう私も言いました。銀行に。そして、安易な気持ちがあるのではないかということでは言いました。しかし、それしかない。銀行さんも銀行さんで滞納処分となりますと、相当の金が要るそうでございます。19万円以上。そしたらなかなか、本当に真剣にやっているのかなと疑問が思っています。それと、今後もそこら辺の見極めをしながら、本当にこの制度が継続すべきかどうかという点まで研究いたしております。そうすれば住民の方も困られます。真面目な町民の方を助けるのが基本ですので、こういうことは例外でございます。決して払わなくても町が払ってくれるという考え方は、それはまず駄目です。何か事情があれば、それは考えていかなければなり

ませんけれども、まったく税と同じような取り扱いをやっていこうと思っております。今後とも指摘があったとおり銀行とも連携を密にして進めていこうと思っております。以上であります。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

こういった事例が、これから先予定されるのであれば何らかの予防策を作る必要があるのではないかなと思うんですが、その参考事例として、例えば契約時に公証人役場できちっとした書類を作ってしまう。そうすると裁判までいっきに持っていけるんですね。あまりいきすぎかも分かりませんが、公証人役場のところできちっとした契約の書類内容を書いて、債権の回収する手段等も含めた形の中での書類を作る。それが一番ベストではないかなと思うんですが、そこまでやったら町民の方が、そこまでするなら借らないでおこうとか、そういった形になるかと思いますが、そういった手段もあるよということを私が助言だけさせていただいて答弁はいりません。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

先ほど前田議員もおっしゃいましたけれども、役場がこういう保証というか前面に出てきた場合は、借り入れの場合は銀行が真剣に査定をするかと言えば、されると思うんですが安心感があるんですね。公的機関が後ろに盾があるんですから。だから、私が先ほど言いますように連帯保証を、やっぱり債務者と一緒ですから、そこをしっかりといただいて、どうしてもと言うなら、そのために規則ができていられるんでしょうから。支払わなければならないときには支払うような形になるものですから、やはり次の方面では連帯保証ですね、確実に求めていくという方法をもう一度再考されるのはいかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まさかこういうことがあろうと皆さん思ってなかったと思います。したがって、できるなら連帯保証人を増やしてですね、例えば3名とか、これはあまり無理はないかと思っておりますので、やっぱり担保するためにそういう保証人を増やす方法あたりが一番良いかと思っております。そういうことで今後は検討してまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号、議案第2号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号平成28年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号平成28年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会（午前10時34分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 9 月 14 日

議 長 後城 一雄

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 前田 修一